

石巻市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

なお、高橋健治前監査委員は、平成23年3月1日まで本件監査に関与しました。

平成23年5月23日

石巻市監査委員 柴山耕一

石巻市監査委員 矢川昌宏

- 1 監査対象部課等 建設部  
都市計画課、河川港湾対策室、道路課（施設維持事務所、施設維持事務所河北地区出張所を含む。）、建築課（建築指導室を含む。）、下水道課  
※組織機構は、現場監査時点のものである。
- 2 監査期間 平成23年2月1日から同年5月23日まで
- 3 監査対象範囲 平成22年度一般事務及び財務に関する事務の執行  
（平成22年12月31日現在）
- 4 監査場所 石巻市監査委員事務局及び現場
- 5 監査結果 平成22年度一般事務及び財務に関する事務の執行について、事務処理状況を試査したところ、一部の事務処理について別紙のとおり指摘します。  
なお、軽微な事項については、別途指導しました。

## 指 摘 事 項

法令に違反した事項、著しく妥当性を欠く事項又は著しく不経済、非効率な事項

対象課	不適正事項	
	項目	内容
河川港湾対策室	行政財産目的外使用料	<p>行政財産目的外使用許可事務において、使用料の算定を誤り、次のとおり過大に徴収していた。</p> <p>行政財産の用途又は目的外使用に係る使用料に関する条例及び貸付料算定基準に基づき適正に算定されたい。</p> <p>(内容)</p> <p>石巻市(石河港)指令第4号</p> <p>誤徴収額 1,500円</p> <p>正徴収額 941円</p> <p>過大徴収額 559円</p>
建築課	行政財産目的外使用料	<p>行政財産目的外使用許可事務において、使用料の算定を誤り、次のとおり過大に徴収していた。</p> <p>行政財産の用途又は目的外使用に係る使用料に関する条例及び貸付料算定基準に基づき適正に算定されたい。</p> <p>(内容)</p> <p>石巻市(石建)指令第2号</p> <p>誤徴収額 386,427円</p> <p>正徴収額 371,140円</p> <p>過大徴収額 15,287円</p> <p>石巻市(石建)指令第8号</p> <p>誤徴収額 1,267円</p> <p>正徴収額 704円</p> <p>過大徴収額 563円</p>

対象課	不適正事項	
	項目	内容
下水道課	行政財産目的外使用許可	<p>行政財産目的外使用料が未納である申請者から、同じ土地の使用許可について再度の申請があった際、初回の使用料の納入について口頭により督促を行ったものの、納入を確認しないまま2回目の使用の許可をした。さらに、初回の使用料及び2回目の使用料がともに未納であるにもかかわらず、3回目の申請に対し使用の許可をした。その結果、現場監査の時点において、3回の使用許可に係る使用料45,153円が未納となっていた。</p> <p>なお、初回の使用料7,341円及び2回目の使用料21,755円は平成23年3月2日に納入されているが、3回目の使用料16,057円については、申請者が保有している「納入通知書兼領収証書（歳入）」の写しによれば平成23年3月10日に石巻市収納代理金融機関に納入されているものの、会計課の関係書類では納入の事実は確認できない状況となっている。</p> <p>行政財産目的外使用許可は、公用又は公共用に供する市民共有の財産である行政財産を用途又は目的外に使用することについて、あくまでも例外的に認めるものである。にもかかわらず、初回の使用料が未納である者からの再度の申請に対し、2回にわたり使用を許可したことは、適法性、公平性の観点から極めて不適切であり、再発防止に万全を期されたい。</p> <p>また、未納である使用料について一度も文書による督促を行っていなかった。督促は、納入すべき期限を指定することを要し、それを明確にする上から文書による必要がある。</p> <p>納入期限を経過しても使用料が納入されない場合、文書により督促等の措置を講じなければならないのに、これを怠ったことは極めて遺憾である。</p> <p>なお、使用許可書は、市が使用者に対し許可の条件を示す重要な書類であり、証拠書類でもあることから、使用許可書中に使用料の納入期限（年月日）を記載するな</p>

対象課	不 適 正 事 項	
	項 目	内 容
		ど、使用者が許可の条件を明確に認識できるよう改善を検討されたい。

## 指 摘 事 項

平成20年度監査時に指導をしたにもかかわらず改善が見られない事項

対象部課	不 適 正 事 項	
	項 目	内 容
道路課	契約事務	予定価格調書の決裁印の押印漏れ、請負業者からの消費税法に係る届出書への收受日付印の押印漏れが見受けられた。